

Inter alia...



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2017年1月号・配付先限定ニュースレター

本号の内容

PAGE

- 2 : 企業およびSCRA
- 2 : 外国為替
- 3 : 資本市場
- 5 : 銀行業務および金融
- 6 : 保険
- 7 : メディアおよび通信
- 8 : 税金
- 9 : 不動産
- 9 : 雇用
- 10 : 知的財産
- 11 : 訴訟および仲裁

Inter alia... は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI: AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL mumbai@azbpartners.com

ムンバイ MUMBAI: Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL disputeresolution.mumbai@azbpartners.com

デリー DELHI: AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL delhi@azbpartners.com

グルガオン GURGAON: Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | India | TEL +91 124 4841300 | FAX +91 124 4841319 | EMAIL gurgaon@azbpartners.com

バンガロール BANGALORE: Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL bangalore@azbpartners.com

プネー PUNE: Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 会社登記簿からの会社登記の抹消

企業およびSCRA

❖ インド共和国政府企業省（以下「MCA」といいます）は、2016年12月26日に、2013年インド共和国会社法（以下「2013年会社法」といいます）の条項248から252を公示しました。これらの条項では、会社登記簿（以下「本件登記簿」といいます）からの会社登記の抹消について定めています。2013年会社法の条項248では、インド共和国政府企業省会社登記局（以下「ROC」といいます）が、相当の根拠に基づき、ある会社について、(i) その設立から1年以内にその事業を開始していない状況にある会社であるか、(ii) 直前の2営業年度においていかなる事業も営んでいない状況にある会社であると判断した場合に行使できる、本件登記簿から当該会社の登記を抹消する権限を、ROCに対し付与しています。加えて会社は、条項248が認めている内容に従い、その負債を消滅させた後であれば、自社が前述のいずれかの状況にあることを根拠に、本件登記簿から自社の登記を抹消するよう自発的に申請することもできます。MCAは、条項248に基づく実務を後押しするため、2016年12月26日に、2016年インド共和国会社法施行規則「会社登記簿からの会社登記の抹消」（以下「会社登記の抹消に関する規則」といいます）を公示しました。この規則は、1956年インド共和国会社法（以下「1956年会社法」といいます）の条項560に基づく休眠会社のファスト・トラック登記抹消手続に関する指針に代わる規則です。

2013年会社法の条項248から252と、会社登記の抹消に関する規則の公示により、下記のような重要な変更が生じました。

- i. 変更後の制度の下では、「休眠会社」は、その設立から2年以内にその事業を開始していない状況にある場合か、1年以上の期間にわたりその営業を停止している状況にある場合に、本件登記簿から自社の登記を抹消するよう申請できることとなりました。休眠会社が、本件登記簿から自社の登記を抹消するよう申請する場合に満たすべき要件として、1956年法の条項560に定められていた、いかなる資産も保有しておらず営業も開始していないという旧要件、または1年間にわたり営業を停止しているという旧要件は、2013年会社法においては削除されたようですが、この点については明確にされていない部分もあるため、弊所では、より完全な情報の公示を待っています。
- ii. 2013年会社法の条項248の下で、会社が、本件登記簿から自社の登記を抹消するよう申請するには、特別決議を経るか、自社の払込済株主資本ベースで75%の株主から同意を得なければならないこととなりました（当該決議または同意は、1956年会社法の下では求められていなかったものです）。
- iii. 2013年会社法の条項249の公示により、過去3か月の間に、一定の措置（取引停止の直前に自社の財産または権利を有償で処分するといった措置）を講じた会社、未だに最終結論の出ていない問題に関する和解もしくは示談の認可をインド共和国国内国会会社法審判所（以下「NCLT」といいます）に対し申請した会社、または任意清算であるかNCLTの決定に基づく強制的な清算であるかを問わない清算を為した会社が登記抹消を申請する場合には（たとえ条項248に規定の条件を満たした上で申請する場合であっても）一定の制限が課されることとなりました。
- iv. 該当する会社が、自社／その役員の不履行に起因する罪について申請した和解に関する審理が進行中の会社である場合や、履行すべき義務について係争中の会社である場合には、上場企業、非営利法人、預託金を受託している会社等に加え、ROCも、当該会社の登記を抹消する法的権限を行使できないこととなりました。
- v. 2013年会社法においては、会社は、登記抹消命令が発せられた時点で、債権を回収したり、負債または債務の免除を受けたりするために必要な業務を除くあらゆる業務を停止すべきことが明確にされました。また2013年会社法では、ROCによる登記抹消命令により損害を被った人に対し3年の期間を与え、この期間中であれば当該登記の回復をNCLTに対し申請できることとしています。

外国為替

❖ FEMA 20の付属明細書5に加えられた、社債投資に関する改正

❖ インド共和国準備銀行（以下「RBI」といいます）は、2016年10月24日付の公示をもって、2000年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外に居住している人による有価証券の譲渡または発行」（以下「FEMA 20」といいます。）の付属明細書5を改正し、登録済の外国人機関投資家および対印間接ポートフォリオ投資家（以下「FPI」といいます。）が、インド企業発行の未上場非転換社債（以下「NCD」といいます）／債券や証券化負債性金融商品（銀行、金融機関またはノンバンク（以下「NBFC」といいます）を原資産所有者とする資産の証券化のために設立された特別目的事業体発行の証券／商品や、上場証券化負債性金融商品を含みます）に投資することを認めました。加えてRBIは、2016年11月17日付の通達をもって、インド企業発行のNCD／債券である未上場社債については、満期までの残存期間が最低

でも3年のものでなければならないという条件と、投資金の最終用途は不動産事業、資本市場および土地の購入でなければならないという制約を伴うことを明らかにしました。またRBIは、未上場社債や証券化負債性金融商品に対する前述の投資については、随時定められる社債への投資上限（現時点では2兆4,432億3,000万ルピー（約350億米ドル）の範囲内で総額3,500億ルピー（約50億米ドル）まで認められることも明確にしました。

インド共和国証券取引委員会（以下「SEBI」といいます）は、2016年11月23日開催の理事会（以下「SEBIの理事会」といいます）にて、2014年SEBI規則「対印間接ポートフォリオ投資家」のうち、SEBIがまだ公示していない部分に対応する改正を加えました。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

資本市場

❖ SEBIは、2016年10月4日に公表した市中協議案をもって、プライベート・エクイティ・ファーム（以下「PEファーム」といいます）が上場企業（PEファームが株主である企業）の上級経営陣および／または主要経営陣（以下「KMP」といいます）と付帯契約を結ぶ際に従っている慣行について注釈を加えました。SEBIは、PEファームによる（投資先企業の）発起人等／KMPに対するインセンティブの付与についてはよくある行為だと認めましたが、（その根拠となる）当該契約の内容を当該企業の取締役会および株主が承認していない場合には、当該発起人等／KMPによる不公正な慣行につながる恐れがあるという懸念も同時に示しました。このためSEBIは、SEBIの理事会における決定に従い、2015年SEBI規則「上場企業が果たすべき義務および開示すべき事項」（以下「上場企業に適用される規則」といいます）に、2017年1月4日発効の改正を加えました。具体的には、主に下記のような改正が加えられました。

- 上場企業の従業員（KMP、取締役または発起人等を含みます）が、当該企業の有価証券の取引に係る報酬または利益分配に関する契約を株主または第三者と締結することについては、当該企業の取締役会および一般株主から、事前に、普通決議による承認を受けていない限り、制限されることとなりました。
- 過去3年の間に締結した前述の契約（すでに失効している契約も含みます）については、いずれも証券取引所に開示して公開しなければならないこととなりました。
- 本改正の前に締結され現在も継続している前述の契約については、いずれも、次回取締役会および株主総会にて、関連会社の取締役および一般株主から承認を得なければならないこととなりました。
- 前述の契約に係る取引に関与する人（すなわち、当該契約またはその案に基づく取引に直接または間接的に関与する人）が、前述の項目iiiに記載されている取締役会／株主総会における決議に参加することは認められないこととなりました。

❖ SEBIは、SEBIの理事会における決定に従い、2012年SEBI規則「オルタナティブ投資ファンド」に、2017年1月4日に発効する下記のような改正を加えました。

- スキームに参加できるエンジェル投資家の上限が、49から200に引き上げられました。
- これまでは3年であった設立後年数上限が引き上げられたことにより、設立から5年以内の新興企業であれば、エンジェル・ファンドの投資対象として認められることとなりました。
- エンジェル・ファンドがベンチャー企業に対し最低限投資すべき額が、500万ルピー（約7万5,000米ドル）から250万ルピー（約3万7,500米ドル）に減額され、当該投資のロックアップ（引揚げ禁止）期間が、3年から1年に短縮されました。
- エンジェル・ファンドは、RBIおよびSEBI公表の指針および条件に従うことで、外国企業の有価証券に投資できることとなりました。

❖ SEBIは、投資顧問業務（主たる業務かどうかは問いません）を営んでいるあらゆる仲介人に適用される統一基準について明確にすることを目的として、「2013年SEBI規則「投資顧問」の改正／明確化に関する市中協議案」を公表しました。2013年SEBI規則「投資顧問」（以下「IAに関する規則」といいます）に対し主に下記のような変更を加えることが提案されました。

- 免除対象の限定：現行の制度では、その依頼人のための業務に付帯する業務として投資助言を為す人（ポートフォリオ・マネージャー、勅許会計士等）による登録を免除していますが、SEBIは、特定の免除についてはこれを撤廃し下記のように改めることを提案しました。
 - ミューチュアル・ファンドのディストリビューターであって、(A) ミューチュアル・ファンド商品に関する投資顧問業務を、付帯業務もしくは基本業務として営む者、または (B) その報酬方式を、手数料方式から顧問料方式に変更したいと考えている者は、登録を受けなければならないこととする。

❖ 報酬等に関する契約に伴うコーポレート・ガバナンスに関する問題

❖ 2012年SEBI規則「オルタナティブ投資ファンド」の改正

❖ 投資顧問に関する規則の改正／明確化に関する市中協議案



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

(b) 付帯業務として投資顧問業務を営む他の仲介人については、SEBIが定めている他の規則に基づき助言を為す人（マーチャント・バンカー、ポートフォリオ・マネージャー等）に限り、登録を免れることとする。

- ii. 子会社経由での投資顧問業務：銀行、NBFCおよび法人が、現在、個別の事業課または事業部を通じて営んでいる投資顧問業務は、個別の子会社のみを通じて営むべき業務となり、このために従うために必要な変更の期間として3年の期間が付与されることとなります。
- iii. 「投資商品」の定義：SEBIは、インドの金融セクター規制機関が規制しているあらゆる金融商品を「投資商品」として定義し、他のセクター別規制機関が規制している非証券取引市場で取引されている商品のみに関する助言には、IAに関する規則が適用されないこととすると提案しました。
- iv. 電子/放送メディア経由での投資顧問業務：SEBIは、一般の人々に幅広く利用されている電子メディア、放送メディアまたは通信メディアを通じて投資顧問業務を営む場合には、公共メディアを通じて実施するのが望ましい活動等について定めている、2014年SEBI規則「リサーチ・アナリスト」（以下「**RA**に関する規則」といいます）に従う必要があることについて明確にするための提案を行いました。また、公共メディア・プラットフォームへの入会もしくは登録または当該プラットフォームとの契約を済ませている依頼人に対し投資について助言する行為は、投資顧問業務としてみなされることとなります。
- v. 取引のコツまたは提案の提示：SEBIは、いかなる人も、IAに関する規則に基づく登録を受けているか、明示的に登録を免除されている人でなければ、取引のコツまたは特定株式に関する提案を、SMS、電子メール、電話またはソーシャル・メディアを通じて一般の人々に提示してはならないことについて提案しました。
- vi. 賭け事等の禁止：SEBIは、有価証券または証券取引市場に関するスキーム、コンペ、ゲームまたはリーグ等についても禁止することを提案しました。
- vii. リサーチ・アナリストと投資顧問の役割の違いについて明確化：SEBIは、リサーチ・アナリストと投資顧問の役割の違いについて明確化すること（具体的には、リサーチ・アナリストは、あらゆる区分の依頼人に対し同時にリサーチ・レポートを提供する者でなければならない一方、投資顧問は、リサーチ・レポートに盛り込まれている提案は依頼人が許容できるリスクに照らして適切な案かどうかについて依頼人が判断するのに必要な情報を提供するという方法で、当該判断を支援する者でなければならないという区別を設ける方法で明確化すること）を提案しました。専用のレポートを提供して有価証券（の売/買/保有）について提案する行為には、RAに関する規則が適用されることとなります。

❖ 対間接ポートフォリオ投資家は口座開設時にPANカードを提示しなければならないという要件の見直し

❖ FPIの納税者番号（以下「**PAN**」といいます）カード確認手続をより容易にするため、SEBIは、2016年11月17日付の公示をもって、仲介人は、インド共和国財務省歳入庁所得税局が認めたウェブサイトを使うことで、FPIによる口座開設時にFPIのPANをオンラインで確認できることとする決定を下しました。この確認後においては、FPIは、(i) 口座開設日、または (ii) インド国外への送金日のいずれか早い方の日から60日以内に、PANカードの写しを仲介人に提出する必要があります。

❖ 2014年SEBI規則「不動産投資信託」および2014年SEBI規則「インフラ投資信託」の改正

❖ SEBIは、2016年9月23日開催の理事会における決定に従い、2014年SEBI規則「不動産投資信託」および2014年SEBI規則「インフラ投資信託」を改正しました。具体的には、主に下記を含む改正が加えられました。

- i. インフラ投資信託（以下「**InvIT**」といいます）への出資者が最低限保有すべき持分の比率が、25%から15%に引き下げられました。
- ii. 3人という出資者数制限が両規則から撤廃されました。
- iii. 不動産投資信託（以下「**REIT**」といいます）による「建設中の」資産への投資の上限が、10%から20%に引き上げられました。
- iv. InvITおよびREITは、2つのSPVを通じて投資（すなわち、InvIT/REITが、資産を保有する他のSPVに対し投資する持株会社（SPV）に投資）できることとなりました。

❖ ICDRに関する規則の解釈に関する非公式な指針

❖ KJMC Financial Services Limited（以下「**KJMC**」といいます）のある発起人等が、その妻に贈与するという方法により、KJMCの株式を移転（以下「**本件移転**」といいます）しました。本件移転は、(i) 当該発起人等の持株比率の変動や、(ii) 近親族間での対価の授受を伴わない形で、(iii) 2011年SEBI規則「株式の大量取得および公開買付」と2015年SEBI規則「インサイダー取引の禁止」に基づく報告要件に従って為されたものでした。KJMCは、解釈指針の提示を求める方法により、2009年SEBI規則「株式発行および開示要件」（以下「**ICDRに関する規則**」といいます）の規則72(2)（関連する日から過去6か月の間に該当発行体の株式を売却したあらゆる人（発起人等や発起人グループを含む）に対する優先発行を禁じている規則）について明確にするよう求めました。本件移転は、1930年インド共和国物品販売法の条項4（売買取引は、いずれも、金銭対価と引き換えに為されるものでなければならないと定めている条項）に定められている「販売」に該当しないため、ICDRに関する規則の規則72(2)は適用されないというのが、KJMCの主張でしたが、SEBIはこの主張を支持せず、Strides Arcolab Limitedに関する件に

において提示した非公式な指針（「あらゆる人」には、発起人グループ内で内々に為される移転に関与している人も含まれることを明確にした指針）を引用しました。規則72の焦点は、対価の有無ではなく、「株式所有者（株主）変動の有無」にあるため、贈与による内々での移転は、規則72（2）に定められている「販売」に該当することとなり、該当する発起人等および発起人グループは、該当有価証券の優先発行を受ける資格を喪失することについて、SEBIは明確にしました。

❖ Alembic Pharmaceuticals Limited（以下「**Alembic**」といいます）は、解釈指針の提示を求める方法により、発起人グループの特定の構成員を別の株主区分に再分類する場合に必要な、株主による承認を免除し、上場企業に適用される規則の規則31（A）（2）および31（A）（3）の定めに基づく申請を、関連証券取引所に対し直接為すことができるようにすることを求めました。Alembicは、該当構成員が、直接的にも間接的にも、Alembicの業務に関与していない者であること、Alembicの業務を指揮／統括している者ではないこと、公式なもしくは非公式な取決めを通じて何らかの特別な権利を得ている者ではないこと、内密にしておくべき価格に関する機微情報を把握している者ではないこと、また自らの株主区分の再分類（発起人グループ区分から一般株主区分への再分類）を希望していることを根拠に、前述の求めを提示しました。

SEBIは、Alembicから求められた前述の免除について、SEBIが固有の根拠を示して判断すべき問題ではないという見解を示しました。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 上場企業に適用される規則の解釈に関する非公式な指針

銀行業務 および 金融

❖ インド共和国政府（以下「**GoI**」といいます）は、偽札の流通やブラック・マネー（隠し所得）の増加を抑えるため、既存の500ルピー紙幣および1,000ルピー紙幣は法定通貨としての効力を失うと宣言しました。これに関しては、インド共和国政府財務省が、2016年11月8日に公示を公表し、既存の500ルピー紙幣および1,000ルピー紙幣（以下「**該当紙幣**」といいます）は、2016年11月9日をもって法定通貨としての効力を失うと宣言しました。該当紙幣は、(i) 2016年12月30日まではRBI関連機関にて、また2016年11月25日までは銀行の支店／郵便局にて同額の現金と交換でき、(ii) 2016年11月10日から2016年12月30日までの期間中においては、商業銀行／地域農村銀行／協同組合銀行（都市圏および州の協同組合銀行のみ）のいずれかの支店か、郵便局の本局および支局にて預金できることとされました。

❖ RBIでは、過去数年間にわたり、債権者のディストレス資産（債権）処理能力を高められるような、インフラ開発業界および基幹産業界各社のプロジェクトに対する長期融資の柔軟な見直しに関する制度すなわち、資産（債権）分類を変更することなくプロジェクト対象物の商業操業開始日（以下「**DCCO**」といいます）を延期することを認めている制度（以下「**5-25制度**」といいます）や、戦略的債務再編スキーム（以下「**SDRスキーム**」といいます）、およびディストレス資産（債権）の持続可能な再建スキームを含むさまざまな制度を導入してきました。RBIは、2016年11月10日付の通達をもって、資産（債権）分類に関する有利な取扱いに関する定めを統一し、銀行に適用される、実施に関する条項や健全経営規制を定めるために必要な改正を、前述の各制度に加えしました。具体的には、下記を含む特筆すべきいくつかの改正が加えられました。

- i. インフラ開発業界および基幹産業界各社のプロジェクトに対する長期融資の債権者が利用できる制度であった5-25制度が、あらゆるセクターにおけるプロジェクトに対する新規融資や、すべての機関投資家たる債権者のエクスポージャー総額が25億ルピー（約3,689万米ドル）を超えるような、あらゆるセクターにおけるプロジェクトに対する既存の融資についても利用できることとなりました。また銀行は、建設会社に対し実行済の（既存の）融資（エクスポージャー）についても、見直し後の割賦返済スケジュールが、対象プロジェクトのDCCOまでに完済されるようなスケジュールであり、すべての機関投資家たる債権者のエクスポージャー総額が25億ルピー（約3,689万米ドル）を超える場合には、当該エクスポージャーについて5-25制度を利用できます。
- ii. SDRスキームに盛り込まれている、資産（債権）分類に関する有利な取扱いに、新たな発起人等が、債務者の払込済株主資本の少なくとも26%を取得して単一の最大株主となり、債務者の「支配権」を取得する場合でなければならないという条件が付されました。
- iii. RBIは、SDRスキームを利用しない方法で債務者の支配者変更を実施した債権者による資産（債権）分類に関する有利な取扱いの利用について定めている通達（以下「**SDRに関する通達**」といいます）を、2015年9月24日に公表しました。債権者は、SDRスキームを利用しない方法で債務者の支配者変更を実施した状況で、SDRに関する通達に基づき、RBIが設けている資産（債権）分類に関する有利な取扱いを利用したい場合、債権者団を構成している債権者の過半数（債権額ベースでは当該債権者の少なくとも75%、また債権者数ベースでは当該債権者の50%）が債務者の支配者変更賛成した日から概して18か月の猶予期間内に、支配者変更手続を完了する必要が

❖ 廃貨：500ルピー紙幣および1,000ルピー紙幣の非法定通貨化

❖ ディストレス資産（債権）に関する制度に対しRBIが加えた改正



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

あります。加えて、前述の支配者変更は、債務者／既存の発起人等と新たな発起人等が拘束力ある契約を締結した日から12か月以内に実施する必要もあります。またこの通達では、SDRスキームに適用される他の指示は、銀行が、(SDRスキームを利用しない方法で)債務者企業の支配者変更を実施することを決めた場合にも適用されることを明確にしました。

- iv. RBIは、資産(債権)を下位の区分に再分類することなくプロジェクトに対する融資に係るDCCOを延期(し、これに伴う返済スケジュールを変更)できる制度に関して、複数の独立ユニットが存在するプロジェクトは、全ユニットの能力を合わせると、当初の段階で想定されていた能力の50%(以上)に相当する能力に達する数の独立ユニットが、当初の段階で想定されていた最終成果物を産出できる水準で操業を開始し、(a)全ユニットの能力を合わせると、当初の段階で想定されていた能力の50%(未満)に相当する能力に達する数の残りの独立ユニットは、みなしDCCOから遅くとも1年以内に操業を開始する予定であるという条件、(b)プロジェクトの商業化について再評価し、疑いの余地はないという結論が出ているという条件、また(c)商業操業を開始した工場のユニットに帰属する、プロジェクトに対する融資に伴う未払利息の資産計上が停止され、収益的支出として損益計算書に記載されているという条件が満たされている場合に、商業操業を開始したプロジェクトとしてみなされると明示しました。一方、前述の残りのユニットが前述の期間内に商業操業を開始しなかった場合には、資産(債権)分類に関する基準が適用されるため、当該ユニットは、前述の1年の期間が満了した時点で、不良資産(債権)として取り扱われることとなります。プロジェクトに対する融資に関する指針のうち、プロジェクトのDCCO以降において適用される、5-25制度を含む指針は、プロジェクトに対する融資のうち、商業操業を開始していないユニットに帰属する部分には適用されません。

❖ 対外商業借入に関する事項の変更および明確化

- i. **ヘッジに関する事項の明確化:** RBIは、2016年11月7日に、(a)対外商業借入(以下「ECB」といいます)のヘッジが義務付けられている場合、ECBの債務者は、各エクスポージャーの発生日から、金融ヘッジにより、元本と利息の両方をヘッジする必要があること、(b)当該金融ヘッジは、定期的に更新される、最低でも1年の期間のヘッジでなければならず、ECBに伴うエクスポージャーがヘッジされるものでなければならないこと、また(c)金融ヘッジに代えてナチュラル・ヘッジを検討するケースは、ナチュラル・ヘッジにより、見込まれる対応通貨建てのキャッシュ・インフロー／収益と、見込まれる他のあらゆるキャッシュ・アウトフローが相殺される場合に限ることを明確にしました。
- ii. **延期および転換:** RBIは、2016年10月20日付の通達をもって、取引承認者(AD)カテゴリーI銀行は、他の条件も満たすことで、下記を為すことができると決めました。
- (a) 平均満期期間と全込費用が、適用される基準を満たしており、(A)追加費用が生じない場合、(B)債権者が変更している場合、また(C)報告要件が満たされている場合に限り、満期前に債務者から寄せられた、ECB返済スケジュール変更依頼を承認すること。
- (b) 満期は到来しているが未払いのECBの株式への転換を承認すること。
- iii. **新興企業によるECBの利用:** RBIは、2016年10月27日付の通達をもって、GoIから認められている新興企業は、いずれも、ECBの枠組みを利用した融資または非転換、任意転換もしくは部分転換優先株式により、300万米ドル(約2億330万ルピー)を上限として資金を借り入れることができると決めました。この借入れは、平均満期期間が最低でも3年で、資金の最終用途が、債務者の事業に関する支出である借入れでなければなりません。

保 険

❖ IRDAIが、保険代理人／保険仲介人に対する手数料等の支払いに関する規則を公示

❖ 2015年インド共和国(改正)保険法に従い、1938年インド共和国保険法の条項40A(保険会社が仲介人に支払う手数料に関する条項)が削除され、当該手数料(やその水準)の規制方法に関する決定が、インド共和国保険規制開発庁(以下「IRDAI」といいます)に委ねられることとなりました。このためIRDAIは、2017年4月1日に発効する、2016年IRDAI規則「保険代理人および保険仲介人に対する手数料、報酬または報奨の支払い」(以下「**報奨等に関する規則**」)と申します)を公示しました。報奨等に関する規則には、主に下記のような特筆すべき事項が盛り込まれています。

- i. 保険会社は、いずれも、代理人および仲介人に対する手数料、報酬または報奨の支払いについて、自社の取締役会が承認した方針を設けておく必要があります。
- ii. 保険商品の種類ごとに、支払う手数料または報酬の上限を定めておく必要があります。
- iii. 保険会社が、下記のいずれかに基づき定められている／認められている最低の手数料水準を超える手数料または報酬を支払うことは制限されるようです。(a)報奨等に関する規則、(b)2013年IRDAI規則「ユニット・リンク／変額保険商品」もしくは、(c)2013年IRDAI規則「非ユニット・



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- リンク/変額保険商品」、または(d)損害保険会社に適用される、損害保険商品の承認申請手順に関する指針。ただし、報奨等に関する規則内の関連条文では、本件について明確にいません。
- iv. 生命保険および損害保険に関する報奨については、保険会社の取締役会が承認した客観的な基準に基づく手数料/報酬を超える額を支払うことができます。(a)生命保険に関する前述の報奨は、初年度における手数料または報酬の20%を超えてはならず、各代理人または仲介人が募集した各保険単位ではなく、各代理人または仲介人全体レベルで計算されます。また(b)損害保険に関する前述の報奨は、各代理人または仲介人に支払う手数料または報酬の30%を超えてはならず、各代理人または仲介人が募集した各保険単位ではなく、各代理人または仲介人が募集した健康保険とそれ以外の保険に分けて計算されます。
- v. 保険仲介業務以外の業務による収益がその収益総額の50%を超えている仲介人に対し、報奨を支払うことはできません。

メディアおよび通信

- ❖ インド共和国電気通信規制庁(以下「**TRAI**」といいます)は、2016年10月14日に、インターネット・アクセス・サービスを提供している電気通信サービス・プロバイダー(以下「**TSP**」といいます)に適用される指針を公表しました。この指針では、TSPが任命した第三者(以下「**チャネル・パートナー**」といいます)または当該チャネル・パートナーがTSPに代わって任命した下請業者(以下「**サブチャネル・パートナー**」といいます)のアプリケーション/ウェブサイトを通じて為される通信料の再請求/請求額の支払いについて、透明性、統一性および契約者の保護を確保するようTSPに対し求めています。またこの指針は、下記についても確実にするようTSPに対し求めています。
- i. TSPの関連ウェブサイトに掲載されているあらゆる商品の機能、料金およびメリットを、チャネル・パートナー/サブチャネル・パートナーのウェブサイトにも掲載すること。また新機能は、チャネル・パートナー/サブチャネル・パートナーのウェブサイトに掲載されている関連情報が、正規の手続きを経て更新された後でのみ、契約者に販売すること。
- ii. TSPとチャネル・パートナーの契約に盛り込まれている、TSPの免許に基づき提供可能なサービスの条件のすべてが、チャネル・パートナーとサブチャネル・パートナーの契約にも盛り込まれるようにすること。
- iii. 新料金/商品の発売または既存の料金/商品の変更は、該当料金/商品の発売日/変更日の深夜(0:00から2:00の間)に限り実施すべきこと。またチャネル・パートナーおよびサブチャネル・パートナーは免許取得事業者ではないため、TSPの免許に関する条件を遵守する全責任は、引き続きTSPが負うこと。
- ❖ TRAIは、2012年7月27日に公表した、ブロードバンド・サービスの提供に関する旧指令を撤回し、より透明性の高い方法(ブロードバンド・サービス利用者に適切な情報を提供するという方法)でブロードバンド・サービスを提供するよう(有線および無線)ブロードバンド・サービス提供中の)TSPに対し求めるための指令を、2016年10月31日に公表しました。これによりTSPは、自社のウェブサイトや、何らかのメディアを通じて公開しているあらゆる広告内にて、(前述の指令に盛り込まれているような、)通信サービスの公平な利用に関する方針に基づく有線および無線ブロードバンド・サービス料金プランに関する情報を提供しなければならないこととなりました。具体的には、所定のデータ通信速度でのデータ通信量上限、所定のデータ通信量上限に達するまで維持されるブロードバンド接続速度、所定のデータ通信量上限に達した後におけるブロードバンド接続速度等を含む情報を提供(開示)する必要があります。またこれらの情報は、契約者が指定した、登録電子メール・アドレスまたは携帯電話番号に送信する方法により、TSPの新規契約者や既存の契約者のすべてに対しても提供する必要があります。
- またTSPは、該当契約者が、通信サービスの公平な利用に関する方針に基づくブロードバンド・サービス料金プランで利用できるデータ通信量を使い切った後においても、有線ブロードバンド・サービス契約者に提供するブロードバンド・サービスにおけるダウンロード速度が、インド共和国政府電気通信および情報技術規制省電気通信局(以下「**DoT**」といいます)策定の最低ダウンロード速度を下回らないようにする必要があります。さらにTSPは、データ通信量が、該当契約者の料金プランにおけるデータ通信量上限の50%、90%および100%に達するたびに、その旨を、携帯電話番号宛SMSか登録電子メール・アドレス宛の電子メールにて契約者に警告しなければならず、契約者が利用状況情報にいつでもアクセスできるようなポータルサイト/ウェブサイトを運営する必要もあります。
- ❖ 2012年TRAI規則「モバイル・バンキング・サービス品質」(以下「**モバイル・バンキングに関する規則**」といいます)では、SMS、非構造化補助サービス・データ(以下「**USSD**」といいます)メッセージング・サービスおよび音声自動応答を利用してその顧客にバンキング・サービスを提供したり、モバイル・バ
- ❖ TSPが、第三者のアプリ/ウェブサイトを通じて通信料の再請求/請求額の支払いを処理する場合に適用される指針
- ❖ TSPに対し透明性の高い方法によるブロードバンド・サービス提供を求めるための指令
- ❖ 2012年TRAI規則「モバイル・バンキング・サービス品質」の改正



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ❖ インフラ・プロバイダー・
カテゴリー I に属する
プロバイダーが実施できる
業務の範囲の明確化

ンキングに関する規則に定められている期間内に前述のメッセージを届けたりするよう銀行やその代理人に対して促すことを、TSPに義務付けています。TRAIは、2016年11月22日に前述の規則を改正し、TSPが、バンキング・サービスの提供に必要な許諾をRBIから得ている事業体に対しても、USSDメッセージング・サービスを用いたバンキング・サービスや決済サービスをその顧客に提供できるよう促すことができるようにするという方法で、モバイル・バンキングに関する規則の適用範囲を拡大しました。

❖ DoTは、2016年11月28日に、インフラ・プロバイダー・カテゴリーI（以下「**IP-I**」といいます）に属するプロバイダーが有効な電気通信インフラの各要素（アンテナ、饋線ケーブル、ノードB、無線アクセス網、伝送システム等）を所有および共有することは認められておらず、認められているのは、電子通信事業免許取得事業者に代わって当該要素の設置を為すことのみである点を明確にしました。IP-Iに属するプロバイダーのうち、有効なネットワーク・インフラの構築作業に投資しているプロバイダーは、前述の事実が明確にされた日から6か月の間に、電子通信事業免許を取得して、有効なネットワーク要素に関するあらゆる業務が、当該インフラの運用に必要な免許の下で実施される体制に移行するか、当該要素を、有効な電子通信事業免許を有する事業者へ譲渡する必要があります。

税金

- ❖ インドとシンガポールの二重
課税防止協定改正手続書

❖ GoIとシンガポール共和国政府が2016年12月30日に調印した、インドとシンガポールの二重課税防止協定（以下「**インドとシンガポールのDTAA**」といいます）改正手続書に従い、

- i. 2017年4月1日以降に取得する、インド居住者たる会社の株式については、インドとシンガポールのDTAAに基づきシンガポール居住者が利用できるキャピタル・ゲイン免税制度が廃止されます。この制度は、以下に示す段階を経て廃止されます。
 - (a) 2017年4月1日から2019年3月31日までの期間（以下「**移行期間**」といいます）中に生じたキャピタル・ゲイン：移行期間中に生じたキャピタル・ゲインについては、二重課税の回避を制限する条項に盛り込まれている条件を満たせば、インド国内で適用される税率の50%で課税されることとなります。
 - (b) 2019年3月31日以降に生じたキャピタル・ゲイン：移行期間以降に生じたキャピタル・ゲインについては、インド国内で適用される税率にてインドで課税されることとなります。
- ii. 2017年3月31日までに取得したインド居住者たる会社の株式について、シンガポールの税法上の居住者が得たキャピタル・ゲインについては、ゲインの発生時期が2017年4月1日以降であったとしても、「二重課税の回避を制限する」条項に盛り込まれている条件を満たせば、シンガポールでのみ課税されることとなります。
- iii. （インド居住者たる会社の株式は除く）有価証券（その取得時期は問わない、強制転換債券（CCD）や在外事業体の株式といった金融商品等）について、シンガポールの税法上の居住者が得たキャピタル・ゲインについては、インドでは引き続きキャピタル・ゲイン免税の対象となります。

また、（改正された）インドとモーリシャスの二重課税防止協定の下では、モーリシャスの税法上の居住者に支払われる利息のうち、2017年4月1日以降に生じる利息に適用される源泉徴収税率は7.5%となりますが、インドとシンガポールのDTAAの改正においては、支払利息に適用される源泉徴収税率に変更はありません（すなわち、シンガポールの税法上の居住者に支払われる利息に適用される源泉徴収税率は、ノンバンクによる融資に関する利息の場合、引き続き15%となります）ので、覚えておいてください。

- ❖ 新しいインドとキプロスの二重
課税防止協定

❖ GoIとキプロス共和国政府は、2016年11月18日に、新しいインドとキプロスの二重課税防止協定に調印しました。この新協定では、特に、インドの税法上の居住者である会社の株式の移転により生じたキャピタル・ゲインへの課税を源泉国にて為すことについて定めていますが、この定めは、2017年4月1日までに行われた投資には適用されず、当該投資に伴うキャピタル・ゲインについては、納税者の居住国にて課税されることとなります。また、キプロス共和国を、1961年インド共和国所得税法の条項94Aに基づく指定管轄地域に指定するという公示¹の内容も遡及的に撤回されました²。

1 2013年11月1日付の2013年度公示書第86号 [F.NO.504/05/2003-FTD-I] / SO 3307 (E)。

2 2016年2016年12月16日付の2016年度公示書第119号 [F.NO.500/02/2015-FT & TR- III] / SO 4082 (E) をもって改正された、2016年12月14日付の2016年度公示書第114号 [F.NO.500/02/2015-FT & TR- III] / SO 4033 (E)。

不動産



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2016年8月22日に、1966年インド共和国マハラシュトラ州土地歳入管理法（以下「**MLRC**」といいます）が改正され、1967年8月15日（すなわち、MLRCの発効日）から遡及適用されることとなりました。この改正により、付帯する権利が州政府に帰属する土地または前浜について州政府または収税官が付与している、賃貸借に関するあらゆる権利のうち、1967年8月15日以前に存在していた権利または同日以降に付与された権利には、当該賃貸借の契約条項にかかわらず、下記の定めも適用されることとなります。

- i. 前述の土地に関する賃借権は、収税官から事前に許可を受け、収益を前受けできることを根拠とするプレミアムと、移転手数料を支払った場合に限り、譲渡または移転できます。
- ii. 前述の賃借権が付帯している土地の賃借人／当該賃借権の譲渡人は、前述の定め違反した場合、前述のプレミアムおよび移転手数料に加えて、所定の違約金を、州政府が定めている料率で支払う必要があります。

❖ インド共和国マハラシュトラ州政府は、2016年インド共和国不動産規制開発法（以下「**RERA**」といいます）に従い、2016年インド共和国マハラシュトラ州不動産規制開発法施行規則「不動産関連プロジェクトの登録、不動産取引代理人の登録、利率およびウェブサイトへの開示」の草案（以下「**本件規則案**」といいます）を公表し、パブリック・コメントを募集しました。本件規則案とパブリック・コメントの内容は、2016年12月23日以降に、マハラシュトラ州政府が検討する予定です。本件規則案では、プロモーターがそのプロジェクトを登録する場合に支払うべき登録料や、RERAに基づく登録を受けている必要もある者である不動産取引代理人が支払うべき料金について定めています。特定のプロジェクトに関して被割当人から実際に得た額の70%を別の銀行口座に留保しておくべきことについては、本件規則案に引き続き定められていますが、特定のプロジェクトにおける費用が建設費および用地費に該当するのか、またプロモーターが建設の各段階で回収できる額については、本件規則案により詳しく明確に定められています。また本件規則案では、建設費には、関連プロジェクトの指定銀行、ノンバンク等または貸金業者を含む金融機関に支払うまたは支払うべき元本および利息が含まれることを明確にしています。2016年12月26日付の政府決定に基づき、インド行政職（IAS）で、州首相付き特別職事務官のGautam Chatterjee氏が、RENAに定められている、マハラシュトラ州の特別公務員に任命されました。

❖ 1966年インド共和国マハラシュトラ州土地歳入管理法

❖ 2016年インド共和国不動産規制開発法施行規則「不動産関連プロジェクトの登録、不動産取引代理人の登録、利率およびウェブサイトへの開示」の草案

雇用

❖ インド共和国政府労働雇用省が、一般制定規則第1166（E）号に関する公示に従い、1948年インド共和国州従業員保険法に基づく保険の対象となる従業員の賃金上限を、1万5,000ルピー（約200米ドル）から2万1,000ルピー（約300米ドル）に引き上げたため、1948年インド共和国州従業員保険法に従うべき工場および施設は、いずれも、2017年1月1日以降においては、その賃金が2万1,000ルピー（約300米ドル）以下の従業員に保険を掛けなければなりません。

❖ 雇用主は、2009年4月1日から2016年12月31日までの期間において従業員積立基金制度に加入すべきであったか、加入する資格を有していたものの、実際には加入していなかった自社従業員について、地域積立基金監督官に申告する必要があります。雇用主は、15日以内に、従業員の賃金から控除した雇用主と従業員の拠出分を、年間1ルピーの料率で支払うべき賠償金および該当する利息とともに送金する必要があります。インド共和国政府労働雇用省は、2016年12月30日付の公示をもって、2017年1月1日から2017年3月31日までの間有効となる2017年従業員の制度加入免除キャンペーン（以下「**本件免除制度**」といいます）について公示し、従業員の賃金から控除できない場合には、前述の期間における従業員の拠出分を免除することとしました。本件免除制度は、1952年従業員積立基金制度、1995年従業員年金基金制度および1976年従業員預金付帯保険制度についても利用できます。

❖ 障害者であることのみを理由に個人の自由が奪われることを防止するため、1995年インド共和国障害者の機会均等、権利保護および完全参加保障法に置き換わる、2016年インド共和国障害者の権利保障法（以下「**PWD法**」といいます）が2016年12月28日に公示されました。PWD法では、「設立機関等」の定義が拡大され、民間の設立機関等（会社、事務所、協同組合等）が含まれることとなった他、どの設立機関等に対しても、障害者の技能開発および雇用に関して講ずるよう提案されている対策の詳細が定められている、機会均等に関する方針について通知するよう義務付けています。

❖ 1948年インド共和国州従業員保険法に基づく保険の対象となる従業員の賃金上限の引上げ

❖ 1952年インド共和国従業員積立基金制度および雑則に関する法律について利用できる免除制度

❖ 2016年インド共和国障害者の権利保障法



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ❖ 2016年(改正) インド共和国 契約労働者制度規制 および 廃止法に基づくカルナータカ 州独自の規則

機会均等に関する方針は、障害者保護担当長官または障害者保護担当州長官のいずれか該当する方に対し登録することとなっています。またPWD法では、いかなる人も、障害者であることのみを理由に昇進の機会を奪われてはならないとも定めています。

- ❖ インド共和国カルナータカ州政府は、2016年12月19日付の公示第LD 267 LET 2016号をもって、1974年インド共和国契約労働者制度規制および廃止法に基づくカルナータカ州独自の規則を改正し、特に、(i) 適切な安全対策が施されており無償の移動手段を用意するという条件、(ii) 適切な数の警備員を配置するという条件、(iii) 女性従業員専用の適切な給水設備のある十分な数の化粧室を用意するという条件、(iv) 女性が託児所を利用する場合に係る費用を設立機関等が負担するという条件、また(v) 雇用主の運転手については雇用前に身元調査を実施するという条件が満たされている場合には、午前6時以前または午後7時以降においてはカルナータカ州内で女性契約労働者を就労させてはならないという制限を撤廃しました。雇用主が前述のいずれかの条件に違反した場合には、1970年インド共和国契約労働者制度規制および廃止法に基づき、当該雇用主の営業許可が取り消されます。本公示は、インド共和国官報への掲載日をもって発効する予定です。

知的財産

- ❖ 履修課程用教材の作成を目的とする教科書の写真複写が認められるかどうかに関するデリー高等裁判所の見解

- ❖ デリー高等裁判所の小法廷(以下「DB」といいます)は、2016年12月9日に下した、「**オックスフォード大学の総長、修士および学士(俗称:オックスフォード大学)ならびにその他関係者 対 Rameshwari Photocopy Services および その他関係者**」事件³の判決をもって、2016年9月16日に単独制法廷が下した命令⁴に対し出版社が提起した上訴を退けました。DBは、著作物を写真複写して履修課程用教材を作成する行為は認められる行為であり、当該複写が教育機関での指導のために為されている限りは侵害行為とならないという見解を示しました。DBは、実体法上の観点に基づき単独制法廷が認定した、(i) 著作物の利用は、その目的が教育であれば複製量にかかわらず正当化されるフェアユースに該当するという事実、(ii) 1957年インド共和国著作権法の条項52(1)(i)に定められている「指導の一環」には、教室での指導のみならず、指導の一環として実施されるさまざまな活動も含まれるという事実、(iii) 条項52(1)(i)に定められている著作物の複製は、写真複写を媒介する装置(すなわち写真複写機)により実現できる行為も含んでおり、教授/学生による複製に限られる行為ではないという事実、(iv) 学生は、出版社の潜在的な顧客ではないため、履修課程用教材は、出版社の商品販売に悪影響を及ぼすものではないという事実、また(v) 履修課程用教材の頒布は、営利を目的とする行為ではないため、「出版」に該当しないという事実についてはこれを再認定しました。

しかしDBは、単独制法廷が下した判決の一部分についてはこれを覆して第一審裁判所に差し戻し、(i) 著作物を履修課程用教材に含める行為は、履修課程用教材の作成目的(すなわち、指導に使用するという目的)に照らして正当化される行為なのかどうかや、(ii) 教科書全体を写真複写(連続複写)する行為は許される行為なのかどうかに関する固有の判断の根拠となっている事実について再度審理するよう求めました。この問題は、さまざまな教科書からの抜粋を含んでいる履修課程用教材の他にも、8つの書籍が、連続写真複写されているという事実について強調されている、現地長官の報告書に基づく事実認定に起因するものでした。

DBは、前述の法的判断を踏まえて、出版社からの暫定的な差止めの請求を退けましたが、写真複写代行業者に対しては、写真複写し、学生に支給した履修課程用教材の記録を保持しておくことと、第一審が結審するまでは、本件がもたらす影響に関する説明書を6か月ごとに第一審裁判所に提出することを要求しました。

3 「オックスフォードの大学の総長、修士および学士(俗称:オックスフォード大学)ならびにその他関係者 対 Rameshwari Photocopy Services およびその他関係者」事件(2016年度デリー高等裁判所通常控訴(RFA)事件命令(OS)集81頁。
4 「オックスフォード大学の総長、修士および学士(俗称:オックスフォード大学)ならびにその他関係者 対 Rameshwari Photocopy Services およびその他関係者」事件(2012年度デリー高等裁判所事件(CS)命令(OS)集2439頁(判決日:2016年9月16日))



❖ インド共和国最高裁判所（以下「**インド最高裁**」といいます）は、2016年10月4日に下した、「A. Ayyasamy 対 A Parmasivam」事件⁵の判決において、明確な根拠なく主張されているに過ぎない不正に係る紛争は、仲裁手続を経て解決できない紛争とはならず、当該不正は、明確な根拠に基づき主張されている重大な不正と分けて考える必要があるという見解を示しました。

1996年インド共和国仲裁調停法（以下「**本件仲裁調停法**」といいます）の条項 34 (2) (b) および条項 48 (2) では、特に、仲裁裁定は、管轄裁判所が、「紛争の争点である問題は、現行法に基づく仲裁手続では解決できない問題である」と認定した場合に差し控えることができると定めています。

本件仲裁調停法では、仲裁手続により解決できない紛争の種類について定めていませんが、インド最高裁では、過去に下したいくつかの判決において、仲裁手続により解決できない紛争の種類に関する具体例を挙げています。インド最高裁は、「**Booz Allen and Hamilton Inc. 対 SBI Home Finance Limited** および その他関係者」事件⁶において、特別な制定法が適用される、(i) 刑事犯罪の根拠となるか、刑事犯罪に起因する権利および法的責任に関する紛争、(ii) 離婚、裁判上の別居、夫婦同居（性交）権の回復および親権に関する夫婦間での紛争、(iii) 後見問題、(iv) 債務超過および清算に関する問題、(v) 遺言に関する問題（遺言検認、遺産管理状および相続証明書に関する問題等）、ならびに (vi) 明渡しまたは賃借に関する問題は、仲裁手続により解決できない紛争／問題であるという見解を示しました。

またインド最高裁は、本判決において、明確な根拠なく不正が主張されているに過ぎない事実は、両当事者による仲裁合意が無効となる根拠とならない点を明確にし、仲裁手続では関連する紛争を解決できないような重大な不正の例として、(i) 不正の主張を裏付ける文書が改竄または偽造されているという、重大な事実の主張、(ii) 仲裁条項自体に不正が含まれているという主張、また (iii) 契約（仲裁合意を含む）全体に影響を及ぼすような種類の不正（すなわち、契約自体の有効性（仲裁条項が盛り込まれている契約全体の有効性または仲裁条項自体の有効性）に影響を及ぼすような不正等）を挙げました。

さらにインド最高裁は、「**N. Radhakrishnan 対 Maestro Engineers**」事件⁷にて示した、仲裁可能性に関する例外は、犯罪行為を伴う重大な不正が存在する場合においてのみ適用されるという見解も示しました。明確な根拠なく主張されているに過ぎない不正については、仲裁手続による解決を回避する必要がないため、当事者は、その解決を、仲裁廷に付託できます。

❖ インド最高裁は、2016年9月19日に、「**Sampelly Satyanarayana Rao 対インド共和国再生可能エネルギー開発公社**」事件⁸における見解として、融資契約書に「有価証券」として定められている先日付小切手の不渡りは、1881年インド共和国市場性証券法（以下「**市場性証券法**」といいます）の条項 138に定められている刑事責任（その処罰には、2年を上限とする懲役刑もしくは罰金刑のいずれかまたは両方が含まれています）に問われる行為となるのかどうかに関する見解を示しました。

インド最高裁は、市場証券法の条項138は、小切手発行日の時点で、法的責任または負債が存在しているか、該当額を法的に回収できる状態になっている場合に限り適用され、それ以外の場合には適用されないという見解を示しました。またインド最高裁は、振出人の署名が明記されている小切手が発行された場合、小切手受取人がその履行を法的に強制し得る負債が生じたと推定されるため、被告が、融資返済のためではなく「有価証券」として発行したものであると主張するだけでは、この推定を覆すことはできないという見解も示しました。

本件においては、「有価証券」という語が使われていますが、本件における小切手は、融資の割賦返済義務（融資の実行をもって、即時に、関連契約に基づき履行すべきものとなる義務）を果たすためのものであるため、小切手の不渡りは、既存の負債の不履行に該当し、市場証券法の条項 138 の適用を受けることとなります。

❖ 明確な根拠なく主張されているに過ぎない不正に係る紛争は、仲裁手続を経て解決できない紛争とはならないという判断

❖ 1881年インド共和国市場性証券法の条項138が適用される、融資返済用先日付小切手の不渡り

5 「A. Ayyasamy 対 A Parmasivam」事件（2016年度最高裁（SC）全印判例集（AIR）4675頁）。

6 「Booz Allen and Hamilton Inc. 対 SBI Home Finance Limited および その他関係者」事件（2011年度最高裁事件判例集（SCC）第5巻532頁）。

7 「N. Radhakrishnan 対 Maestro Engineers」事件（2010年度最高裁事件判例集（SCC）第1巻72頁）。

8 「Sampelly Satyanarayana Rao 対 インド共和国再生可能エネルギー開発公社」事件（2016年度最高裁事件判例集（SCC）第10巻458頁）。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

◆
India Business Law Journal, 2015 and 2016 において
Best Overall Law Firm of the Year を受賞

◆
vc Circle, 2016 において
Law Firm of the Year を受賞

◆
Legal Era Awards, 2016 において
Best National Corporate Law Firm | Best Overall National Law Firm of the Year を受賞

◆
Deal Makers – Global Awards, 2016 において
M&A Law Firm of the Year
Private Equity Law Firm of the Year | Overall Law Firm of the Year を受賞

◆
Corporate INTL, 2016 において
M&A Law Firm of the Year | Arbitration Law Firm of the Year
Commercial Dispute Resolution Law Firm of the Year
Competition Law Firm of the Year を受賞

◆
Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings, Full Year, 2016 の
M&A Announced League Table by Deal Count において
1位を受賞

◆
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Legal rankings, Full Year, 2016 の
Indian M&A Announced League Table by Deal Completed において
1位を受賞
Indian M&A Announced League Table by Deal Announced において
1位を受賞

◆
Venture Intelligence, January to April 2016 の
M&A Announced League Table by Deal Count において
1位を受賞

◆
India Business Law Journal, 2015 において
Law Firm of the Year | Best Overall Law Firm,
Firm of the Year for categories of Banking & Finance, Capital Markets,
Competition & Antitrust, Mergers & Acquisitions, Private Equity & Venture Capital,
Restructuring & Insolvency and Structured Finance & Securitization を受賞

◆
Thomson Reuters' Emerging Market – M&A Review, 2015 の
Deal Count and Deal Value for the Indian M&A Announced Deals League Table において
1位を受賞

◆
Mergermarket's Global & Regional M&A League Tables of Legal Advisors, 2015 の
Deal Count and Deal Value for India League Tables において
1位を受賞

◆
Bloomberg's Global M&A Mid Market M&A Rankings, 2015 の
APAC ex Japan Mid-Market by Deal Count (up to US\$ 500m) において
1位を受賞
APAC ex Japan Mid-Market by Deal Count (up to US\$ 250m) において
1位を受賞

免責事項：このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partnersは、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。
また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。
Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partnersから書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。